

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p data-bbox="136 201 987 229">島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="53 282 327 311">第1条～第2条〔略〕</p> <p data-bbox="69 363 271 392">(補助対象事業)</p> <p data-bbox="53 403 210 432">第3条〔略〕</p> <p data-bbox="98 443 562 472">(1) 施設開設準備経費等支援事業</p> <p data-bbox="154 483 1070 552">民間事業者若しくは市町村が設置する特別養護老人ホーム等の施設の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、</p> <hr/> <p data-bbox="808 604 1070 633">また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト事業所の設置の際に必要な初度経費（最大開設前6ヶ月の期間内での設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費（以下「開設準備に要する経費」という。））又は民間事業者が行う開設準備に要する経費に対して市町村が補助する事業</p> <p data-bbox="98 925 241 954">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="69 965 226 994">2～4〔略〕</p> <p data-bbox="53 1046 360 1075">第4条～第13条〔略〕</p> <p data-bbox="53 1128 185 1157">附則〔略〕</p> <p data-bbox="53 1168 1070 1197"><u>この要綱は、令和6年12月16日から施行し、令和6年度事業より適用する。</u></p>	<p data-bbox="1189 201 2040 229">島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1106 282 1379 311">第1条～第2条 〔略〕</p> <p data-bbox="1122 363 1323 392">(補助対象事業)</p> <p data-bbox="1106 403 1272 432">第3条 〔略〕</p> <p data-bbox="1151 443 1615 472">(1) 施設開設準備経費等支援事業</p> <p data-bbox="1207 483 2123 552">民間事業者若しくは市町村が設置する特別養護老人ホーム等の施設の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、<u>また、</u></p> <p data-bbox="1207 563 2123 632"><u>介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）、さらに、</u>訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト事業所の設置の際に必要な初度経費（最大開設前6ヶ月の期間内での設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費（以下「開設準備に要する経費」という。））又は民間事業者が行う開設準備に要する経費に対して市町村が補助する事業</p> <p data-bbox="1151 925 1294 954">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1122 965 1279 994">2～4〔略〕</p> <p data-bbox="1106 1046 1413 1075">第4条～第13条〔略〕</p> <p data-bbox="1106 1128 1238 1157">附則〔略〕</p> <p data-bbox="1106 1168 1216 1197"><u>〔新設〕</u></p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前										
別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)					別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)										
1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費						
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設〔 <u>削る</u> 〕の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報	特別養護老人ホーム等の円滑な開設や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報						
	ア 定員 30 人以上の次の施設					定員数	円滑な開設	ア 定員 30 人以上の次の施設			定員数	円滑な開設			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 259 千円とする(※)					円滑な開設		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			914 千円	ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 239 千円とする(※)	円滑な開設
	・介護老人保健施設	4,960 千円								施設数			・介護老人保健施設		
	・介護医療院					・介護医療院									
	・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	989 千円	定員数			円滑な開設	・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914 千円		定員数	円滑な開設				
・養護老人ホーム	・養護老人ホーム														
イ 定員 29 人以下の次の施設	4,960 千円	施設数	円滑な開設	イ 定員 29 人以下の次の施設	4,580 千円	施設数	円滑な開設								
・小規模な介護老人保健施設	989 千円	ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 259 千円とする(※)	定員数	円滑な開設	・小規模な介護老人保健施設	914 千円	ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 239 千円とする(※)	定員数	円滑な開設						
・小規模な介護医療院					・小規模な介護医療院										
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)										
・小規模な養護老人ホーム	496 千円	定員数	円滑な開設	・小規模な養護老人ホーム	458 千円	定員数	円滑な開設								

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前				
	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>	酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料		<u>ウ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む)</u> <u>・介護老人保健施設</u> <u>・介護医療院</u> <u>・ケアハウス</u> <u>・有料老人ホーム</u> <u>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> <u>・認知症高齢者グループホーム</u> <u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>・生活支援ハウス</u> <u>・サービス付き高齢者向け住宅</u>	<u>239千円</u>	<u>定員数(転換前床数)</u>	酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

※補助基礎単価 259千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 989千円を適用する。また、第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

※補助基礎単価 239千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 914千円を適用する。また、第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前				
別表 1 のつづき					別表 1 のつづき				
1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費	1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費	市町村補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費
	ア 定員 29 人以下の次の施設					ア 定員 29 人以下の次の施設			
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 259 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。			・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 239 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数			・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円	施設数	
	・施設内保育施設	4,960 千円	施設数		・施設内保育施設	4,580 千円	施設数		
<p>※補助基礎単価 259 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 989 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p>					<p>※補助基礎単価 239 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 914 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。</p>				
別表 2 [略]					別表 2 [略]				